



①「子どもの権利」を保障すること ②子どもの愛情ネットワークと「伴走者」に関する研究

キーワード 子どもの権利, 愛情ネットワーク, 自立, 伴走者, 保育者

研究内容

現代社会は、子どもにとって必ずしも生きやすい社会ではないのかもしれませんが、子どもとおとな双方が「子どもの権利」を知ることによって、子どもたちが生まれてきてよかったと思えるような、希望を持って暮らしていけるための方策を考えます。

また、子どもは、幼少期の家庭や親によって決定的に規定されるだけの受け身の存在ではなく、さまざまな他者との出会いと経験によって成長していきます。いっぽうで、生活上の困難に直面したり挫折した時には、慰め励ましてくれるおとなや年長者の存在が支えになります。そのようなおとなを「伴走者」ととらえ、両者の関わりを検討しながら、子ども期における他者とのつながりの意味を考察します。



子どもの権利条例制定までのプロセスを追いながら、条例の可能性を考察した論文を掲載



少女が幼児を世話し、地域でともに成長していく過程をメンタリングととらえた研究

関係論文、特許・著作物等の知財情報、連携の実績

- 自治体における「子どもの権利条例」の可能性—子ども・子育て会議での議論をてがかりとして—、『子ども学』第12号、萌文書林、2024
- メンタリング・システムとしての「守姉」に関する研究（課題番号18K02498）科学研究費補助金基盤研究（C）、2018～2022年度
- 厚生労働省、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 総論的事項研究会、話題提供者、2020
- 東京都北区子ども・子育て会議委員、2013～現在

社会連携・産学連携の可能性

子どもの権利を考えたり、子どもの権利条例を実効化する取り組みの検討で、協力が可能です。また、児童養護施設卒園生の自立を支える保育者（職員）・市民との連携が可能です。